

魚津市告示第92号

魚津市不育症治療費助成事業実施要綱の一部改正について
魚津市不育症治療費助成事業実施要綱（平成27年魚津市告示第103号）の
一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号中「㊟」及び「（本人自署の場合、印鑑を省略できます。）」
を削る。

様式第2号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。